

発議第 11 号

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の
提出について

地方自治法第 99 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

平成 27 年 10 月 7 日

伊勢市議会教育民生委員会
委員長 中 村 豊 治

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書（案）

近年の厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちのくらしや学びに大きな影響を与えている。

2011年度における、一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合は9.1%であり、経済協力開発機構（OECD）加盟国でデータのある31カ国中30位となっている（OECD平均12.9%）。他方、日本のすべての教育支出に占める私費負担の割合は30.5%で、OECD加盟国平均の16.1%を大きく上回っている。

全国で16.3%、6人に1人の子どもが貧困状態にあり（2012年度 厚労省）、三重県においても8.9人に1人の子どもが就学援助を受けている（2012年度 三重県）。厳しい状況におかれた子どもたちに寄り添う教育や一人ひとりの人権・学習権を保障する支援策が喫緊の課題となっている。

このような中、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2014年1月に施行され、8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。

今後、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置拡充等、国による支援策が必要である。

高等学校段階においては、入学料・教材費・部活動のための経費等の保護者負担は重く、「学びたくても学べない」という状況は依然大きな課題である。

2014年度から高等学校等就学支援金制度が導入された。また、三重県内においては高校生等奨学給付金制度が導入された。その一方で、貸与型の奨学金については、卒業後にその返還が大きな負担になっているという課題も出てきている。

高等学校等就学支援金制度の充実、奨学金制度の改善などのより一層の支援策が必要である。

家庭での経済格差を教育の格差につなげないよう、制度・施策でのより一層の充実が求められている。スクールソーシャルワーカーの増員、高校生への奨学給付金の増額、児童養護施設に暮らす子どもへの学習支援のみならず、保護者の生活支援、就労支援、学び直しなど親への支援など課題は山積しています。

よって、国におかれては、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の充実と就学・修学保障制度の拡充をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

伊勢市議会議長 小山 敏

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

殿